

2017年8月4日
一般社団法人 日本電機工業会

**電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の
一部を改正する省令案等に関するパブリックコメント
J E M A 提出意見**

意見提出先：経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

意見案の公示日 : 2017年 7月 6日（木）

意見募集期間 : 2017年 7月 6日（木） ~ 8月 4日（金）

JEMA意見提出日 : 2017年 8月 4日（金）

提出意見

<該当箇所 >

告示案 第二条 6 二 ハ 他

“合計出力を増加させる変更であって当該増加が三キロワット未満若しくは当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定を除く。”

<意見 >

(見直し趣旨への賛同)

コストデータに基づいて設定されている調達価格と国民負担の観点から、事後的な太陽電池パネルの増加に対する今回の見直し措置については賛同いたします。

(変更条件の基準値に関する意見)

しかしながら、自然災害等による大規模な破損や故障・性能劣化によってやむを得ず大量の太陽電池パネルの交換が必要となり、且つ、メーカーが当該製品の製造を終了している場合は、事業者は同一定格出力のパネルを調達できず、後継モデルや代替品に交換せざるを得ません。そのようなケースでは意図せずパネル出力が増大してしまうことになるため、調達価格の変更を免除する運用を要望いたします。

メーカーが買取期間に亘って同一型式の在庫を保有し続けることは難しいことに加え、効率の向上によってパネル1枚あたりの出力は増加していくことが見込まれます。

(変更条件の解釈の確認)

変更の条件の解釈について確認させてください。

合計出力を増加させる場合において、例えば、1000kW設備が、10kW分の出力増加となったケースでは、「3kW未満の変更の認定を除く」には該当しないものの、「3%未満の増設」には該当するため、『調達価格の変更はなし』との判断で宜しいでしょうか。

メガソーラなどの大規模案件の出力変更において定格出力ベース（3kW未満）で定められた場合は、代替品への交換対応に支障が生じるため、認定時合計出力の3%未満の増加までは調達価格の変更がないことを確認お願いいたします。

以上